

広島市西部水資源再生センター
下水汚泥再資源化施設更新・運営事業

基本契約書（案）

（ＳＰＣを設立しない場合に適用）

令和７年９月

広島市

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 基本契約書（案）

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「発注者」という。）と、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とする [] グループの各構成員（以下「事業者」といい、個別に「構成員」という。）は、以下のとおり合意し、本基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結した。

前 文

発注者は、既存の広島市西部水資源再生センター下水汚泥燃料化施設（以下「既設汚泥燃料化施設」という。）を更新し、これを運営することとした。

発注者は、本事業に関し、下水汚泥再資源化施設は、施設整備段階から運営のノウハウを活かし、もって効率的な維持管理を行うため、施設の設計・建設から維持管理・運営までを民間事業者が一体で行うDBO（Design Build Operate）方式で実施するものとした。

また、脱水汚泥受入施設については、既存の汚泥処理施設に他センターからの下水汚泥を受け入れるための機能を追加するもので、既存の汚泥処理施設と一体管理することが効率的であることから、維持管理・運営を含まないDB（Design Build）方式で実施するものとした。

本事業の実施目的は、西部水資源再生センターで実施している下水汚泥燃料化事業の期間が、令和13年度に終了することに伴い、既設汚泥燃料化施設を、処理能力を拡充した下水汚泥再資源化施設として更新するとともに、他の水資源再生センターの脱水汚泥等を受け入れるための施設を整備して下水汚泥の集約処理を可能にすることにより、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続可能な汚泥処理体系を構築することで、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に貢献することを目指すものである。

発注者は、本事業を実施する事業者を一般競争入札・総合評価落札方式（技術提案評価型）により募集及び選定するにあたり、2025年（令和7年）9月19日の入札公告に基づき入札説明書、落札候補者決定基準、要求水準書及び契約書（案）等（これらの資料に関する質問・回答書を含む。）（以下「入札公告資料」という。）の資料を公表又は配布した。

発注者は、入札公告資料に従い、事業者から提出された技術提案書及びその他の関連書類に基づき、[] グループを落札候補者として決定した。事業者は、発注者との間で、本事業に関し、2026年（令和8年）〇月〇日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

発注者及び事業者は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第4条の定めに従い、発注者及び事業者が、本事業に関する事業契約を締結するにあたり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、発注者と工事請負事業者との間の工事請負契約、発注者と維持管理・運営事業者との間の維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約により不可分一体として事業契約を構成する。

（目的等）

第1条 本基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本基本契約における用語は次に規定する意味を有する。なお、本基本契約において定義されていない用語については、別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き、要求水準書及び入札説明書において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

- (1) 「工事請負契約」とは、発注者と工事請負事業者の間で締結される本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の設計・施工業務に関する契約をいう。
- (2) 「維持管理・運營業務委託契約」とは、発注者と維持管理・運營業務事業者の間で締結される下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務に関する契約をいう。
- (3) 「下水汚泥再資源化物売買契約」とは、発注者と維持管理・運營業務事業者の間で締結される下水汚泥再資源化物の売買に関する契約をいう。
- (4) 「付帯事業契約」とは、事業者の任意提案に基づき、発注者と構成員のうち付帯事業を担う企業の間で締結される民設民営かつ独立採算に関する契約をいう。
- (5) 「本施設」とは、本事業で整備する下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等をいう。
- (6) 「構成員」とは、[] グループを構成する企業をいう。
- (7) 「運營業務」とは、維持管理・運營業務を担う運營業務共同企業体を構成する企業をいう。
- (8) 「事業契約」とは、本基本契約、工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約の総称をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業の事業日程については、別紙1に示すとおりとする。ただし、別紙1の事業日程は、本契約の当事者全員の合意により、変更することができる。

(業務内容)

第5条 本事業において、事業者が行う業務は、別紙2に示すとおりとし、事業者を構成する各構成員は、当該構成員が遂行すべき業務を遂行するものとする。

2 構成員は、日本国の法令を遵守し、監督官庁との協議がある場合には自らの費用と責任においてこれを行い、事業契約を履行しなければならない。

(役割分担)

第6条 本事業の遂行において、事業者を構成する各構成員は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び実施責任を負う。

- (1) 工事請負事業者は、発注者から別紙2第1項記載の本施設の設計・施工業務の一切を一括して請け負い、工事請負契約を履行する。

- (2) 維持管理・運営事業者は、発注者から別紙 2 第 2 項記載の本施設の維持管理・運営業務及び下水汚泥再資源化物の買い取りに関する業務の一切を受託し、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約を履行する。
 - (3) 構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の任意提案に基づき、当該企業の責任と負担において、付帯事業契約を履行する。
 - (4) 構成員間において、本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合は、各構成員は代表企業による構成員間の調整に協力しなければならない。また、構成員の中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、他の構成員に損害が発生した場合は、構成員間で解決するものとし、損害を被った構成員は発注者に対して損害の賠償を求めることはできない。
- 2 事業者は、相互間の連携をもって本事業を遂行し、本事業に係る債務について、発注者に対し、連帯して責任を負う。

(共同企業体の結成)

第 7 条 工事請負事業者は、設計・施工業務を一括して請け負うに当たり、代表企業を代表者とした特定建設工事共同企業体（以下「建設 J V」という。）を結成するものとし、建設 J V の結成及び運営に関し、特定建設工事共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。ただし、建設 J V を結成せず、単独企業である場合には、この限りでない。

2 工事請負事業者は、前項の定めるところに従って締結された協定書の写しを、当該協定書の締結後速やかに、発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

3 応募者の代表企業が単独で発注者から維持管理・運営業務を直接受託する場合を除き、応募者の代表企業及び運営企業は、応募者の代表企業又は維持管理・運営業務の運転操作及び監視業務を担う企業から代表企業を定め、当該代表企業及び運営企業の全てからなる運営業務共同企業体（以下「運営 J V」という。）を結成し、運営 J V の結成及び運営に関し、運営業務共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。

4 維持管理・運営事業者は、前項の定めるところに従って締結された協定書の写しを、当該協定書の締結後速やかに、発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

(事業契約等)

第 8 条 工事請負事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で工事請負契約を締結する。

2 維持管理・運営事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で維持管理・運営業務委託契約を締結する。

3 維持管理・運営事業者は、基本契約締結日と同日付にて、発注者との間で下水汚泥再資源化物売買契約を締結する。

4 構成員のうち付帯事業を担う企業は、事業者の任意提案に基づき、基本契約締結日と同日付にて、付帯事業契約を締結する。

(設計・施工業務)

第9条 本施設の設計・施工業務は、設計及び施工業務を一括して実施するものとし、その概要は、別紙2第1項記載のとおりとする。

- 2 設計・施工業務の請負代金（消費税及び地方消費税を含む。）は、工事請負契約に定める。
- 3 設計・施工業務に係る契約条件の詳細は、工事請負契約による。

(維持管理・運營業務)

第10条 維持管理・運營業業者は、下水汚泥再資源化施設等を長期的かつ包括的に運営するものとし、その概要は、別紙2第2項記載のとおりとする。

- 2 維持管理・運營業務の委託契約金（消費税及び地方消費税を含む。）及び下水汚泥再資源化物の買取単価は、それぞれ維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約に定める。
- 3 維持管理・運營業務に係る契約条件の詳細は、維持管理・運營業務委託契約による。
- 4 下水汚泥再資源化物の買い取りに係る契約条件の詳細は、下水汚泥再資源化物売買契約による。

(付帯事業)

第11条 構成員のうち付帯事業を担う企業は、要求水準書に示す付帯事業に関する事業用地内にて、事業者の任意提案に基づく事業を実施し、その内容は、事業者が提出した技術提案書の内容のとおりとする。ただし、当該事業は任意事業であることから、事業提案がない場合は、本条の規定は適用しない。

- 2 付帯事業の運営は、事業者の責任と負担により実施する。
- 3 付帯事業に係る契約条件の詳細は、付帯事業契約による。

(損害賠償及び連帯保証)

第12条 構成員が本契約の規定に違反した場合には、発注者は、構成員に損害賠償を請求できるものとし、かかる請求権は本契約が終了した場合又は解除された場合であっても消滅しない。

- 2 構成員の発注者に対する事業契約に基づく金銭債務その他の本事業に関連する損害賠償支払義務及び違約金支払義務その他の金銭債務（以下「主債務」といい、かかる主債務を負担する企業を「主債務者」という。）については、他の構成員も連帯して責任を負うものとし、発注者は、構成員の全部に対して請求できるものとする（以下「連帯保証債務」という。）。
- 3 連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。いずれの構成員も、発注者がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、前2項に定める連帯責任の免責を主張してはならない。
- 4 いずれの構成員も、主債務者の発注者に対する債権をもって、連帯保証債務に係る発注者の債権と相殺してはならない。
- 5 いずれの構成員も、連帯保証債務の履行により発注者の主債務者に対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。いずれの構成員も、発注者から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を発注者に無償で譲渡するものとする。また、いずれの構成員も、連帯保証債務の履行により主債務者に対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。ただし、発注者が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。

- 6 本基本契約に基づく連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。
- 7 発注者は、連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、構成員に対して、発注者が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した構成員は、その受領した日から60日以内に、当該請求に係る連帯保証債務の履行を完了しなければならない。
- 8 いずれの構成員も、連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更（事業契約の内容の変更を含むがこれに限られない。）に従って、当然に変更されるものとすることを認識し、かつ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

（後継企業の確保）

- 第13条 発注者は、本基本契約に基づき締結した工事請負契約、維持管理・運營業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約について、構成員の一方が倒産等の事由により、各契約の契約期間満了前に終了し、又はその義務の履行が困難となるおそれがあると発注者が合理的に認めた場合には、他の構成員に対して、後継企業の選定を要請することができる。
- 2 前項の要請があった場合、他の構成員は、発注者が合理的に満足する後継企業を最大限の努力をもって選定しなければならない。発注者が当該後継企業を承諾した場合（ただし、発注者は承諾の義務を負わない。）は、当該後継企業をして本事業に係る契約上の地位を承継させるよう最大限の努力をするものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

- 第14条 発注者及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（秘密保持等）

- 第15条 発注者及び事業者は、事業契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、責任をもって管理し、事業契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- （1）開示の時に公知である情報
 - （2）開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - （3）開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - （4）発注者及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- （1）弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務に関与した者に開示する場合
 - (5) 発注者が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務を維持管理・運営事業者以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。
- 5 事業者は、事業契約又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(契約の終了)

- 第16条 本基本契約は、第8条各項に定める各契約の締結をもって効力を生じ、当該各契約の全てが終了のときまで、本基本契約の各規定は発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者が書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。ただし、第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。
- (1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。
 - (2) 締結している本基本契約以外の事業契約が発注者より解除された場合。
- 3 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第15条及び第18条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(リスク分担)

- 第17条 発注者及び事業者の責任分担は、別紙3「リスク分担表」に基づくものとする。

(管轄裁判所)

- 第18条 発注者及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

- 第19条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

別紙１ 事業日程

事業契約締結

２０２６年（令和８年）○月○日

１．本事業に係る設計業務期間

本事業の設計業務期間は、工事請負契約を締結した日から２０２９年（令和１１年）３月３０日までを期限とする。

２．本事業に係る施工業務期間

本事業の施工業務期間は、工事請負契約を締結した日から２０３７年（令和１９年）３月３１日までを期限とする。

なお、脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等（１系列目、２系列目）は、次項に示す維持管理・運営業務の開始時期に支障がないよう、以下に示す期日までに完成し、脱水汚泥受入施設等は本市に、下水汚泥再資源化施設等は維持管理・運営事業者へ引継ぐこと。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| （１） 脱水汚泥受入施設等 | ： ２０２９年（令和１１年）３月３１日 |
| （２） 下水汚泥再資源化施設等（１系列目） | ： ２０３２年（令和１４年）３月３１日 |
| （３） 下水汚泥再資源化施設等（２系列目） | ： ２０３５年（令和１７年）３月３１日 |

ただし、既設汚泥燃料化施設（１系列目）の撤去期間である２０３１年度（令和１３年度）及び既設汚泥燃料化施設（２系列目）の撤去期間である２０３４年度（令和１６年度）は、準備工等に限るものとする。

３．本事業に係る維持管理・運営業務期間

本事業の維持管理・運営業務期間は、維持管理・運営業務委託契約を締結した日から２０５５年（令和３７年）３月３１日までとする。

なお、下水汚泥再資源化施設等（１系列目）及び下水汚泥再資源化施設等（２系列目）の維持管理・運営業務の開始時期は、以下に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| （１） 下水汚泥再資源化施設等（１系列目） | ： ２０３２年（令和１４年）４月１日 |
| （２） 下水汚泥再資源化施設等（２系列目） | ： ２０３５年（令和１７年）４月１日 |

以 上

別紙２ 構成員が行う業務（詳細は要求水準書等記載のとおり）

１．設計・施工業務

（１）設計業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する設計業務
- ② 脱水汚泥受入施設等の設計業務
- ③ 下水汚泥再資源化施設等の設計業務
- ④ ①から③に付随する設計業務の一切

（２）施工業務

- ① 既設汚泥燃料化施設の撤去に関する施工業務
- ② 既設汚泥燃料化施設の１系と２系の切り離しに伴う機械工事
- ③ 脱水汚泥受入施設等の施工業務
- ④ 下水汚泥再資源化施設等の施工業務
- ⑤ ①から④に付随する施工業務の一切

２．維持管理・運營業務

- ① 下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運營業務（委託レベル３）
- ② 下水汚泥再資源化物の買い取り
- ③ ①及び②に付随する維持管理・運營業務の一切

以 上

別紙3 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札公告資料	1	入札公告資料の誤りに関するもの、記載内容の変更に 関するもの	○	
	入札参加	2	入札参加費用の負担		○
	契約締結	3	市の帰責事由による契約締結の遅延・中止	○	
		4	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
	許認可取得	5	市が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの	○	
		6	事業者が取得すべき許認可・届出の遅延に関するもの		○
	政治	7	政策方針の変更	○	
	制度・法令変更	8	本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等	○	
		9	上記以外で、本事業のみならず広く一般に適用される 法令の変更又は新設に関するもの		○
	税制変更	10	消費税の変更	○	
		11	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの		○
		12	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	○※1	○※1
	第三者賠償	13	市の帰責事由によるもの	○	
		14	事業者の帰責事由によるもの		○
		15	下水汚泥再資源化施設等及び脱水汚泥受入施設等の契 約不適合による事故・火災等によるもの		○
		16	既設汚泥燃料化施設の契約不適合による事故・火災等 によるもの	○	
		17	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版 の施工段階以降の契約不適合による事故・火災等によ るもの（内在する契約不適合を除く）		○
		18	下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化・劣化 に起因するもの		○
		19	脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化・劣化に起 因するもの	○	
		20	既設汚泥燃料化施設の施設・設備の老朽化・劣化に起 因するもの	○	
		21	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版 の施設・設備の老朽化・劣化に起因するもの（内在す る契約不適合を除く）		○
		22	下水汚泥再資源化施設等の維持管理の不備によるもの		○
		23	脱水汚泥受入施設等の維持管理の不備によるもの	○	
		24	既設汚泥燃料化施設の維持管理の不備によるもの	○	
		25	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版 の維持管理の不備によるもの		○

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	第三者賠償	26	上記以外の事由によるもの	○※2	○※2
	第三者からの損害	27	市の帰責事由によるもの	○	
		28	事業者の帰責事由によるもの		○
		29	上記以外の事由によるもの	○※3	○※3
	住民対応	30	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの	○	
		31	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に関する住民苦情・要望等に関するもの		○
	環境問題	32	事業者が行う業務（調査、設計、工事、維持管理・運営）に起因する環境の悪化によるもの		○
		33	上記以外のもの	○	
	物価変動	34	施工業務期間内の物価変動に関するもの	○※4	○※4
		35	維持管理・運營業務期間内（固定費）の物価変動に関するもの	○※5	○※5
		36	維持管理・運營業務期間内（変動費）の物価変動に関するもの	○※5	○※5
	金利変動	37	本事業期間内の事業者の借入金に対する金利変動に関するもの		○
	債務不履行	38	市の債務不履行により本事業が実施できない場合	○	
		39	事業者の事業放棄、破綻等により本事業が実施できない場合		○
		40	事業者の債務不履行により本事業が実施できない場合		○
設計段階	不可抗力	41	天災（暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常天災現象）、人為的（戦争、テロ、暴動等）等、通常予見可能な範囲外のものにより生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等によるもの	○※6	○※6
		42	設計・施工段階及び維持管理段階における要求水準未達	○※7	○※7
	測量・調査	43	市が実施した地形・地質等現地調査に関するもの	○	
		44	事業者が実施した地形・地質等現地調査に関するもの		○
	計画変更・遅延	45	市の帰責事由による計画変更	○	
		46	他事業者との調整や住民要望による事業計画等の変更 に起因するもの	○	
	設計変更・遅延	47	市の提示条件、指示の不備・変更によるもの	○	

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
設計段階	設計変更・遅延	48	他事業者との調整や住民要望による想定外の変更に起因するもの	○	
		49	事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの		○
	設計成果物の契約不適合	50	事業者が設計した施設・設備等に関するもの		○※8
施工段階	用地	51	市が提示する地歴調査結果及びその他の資料から予見できない事業用地の土壌汚染・埋設物等による事業の遅延、変更又は中止	○	
	計画変更	52	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		53	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	工事遅延	54	市の帰責事由による工事遅延	○	
		55	事業者の帰責事由による工事遅延		○
	施工管理	56	施工管理に関するもの		○
	工事費増大	57	市の帰責事由による工事費等の増大	○	
		58	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
	関係機関調整	59	関係機関との調整・協議により、技術提案時に推察できない要求事項により変更が生じたもの	○※3	○※3
	安全性確保	60	事業者の帰責事由による工事現場における事故・火災等		○
	施設・設備の契約不適合	61	事業者が新設した各施設及び各設備等に関するもの		○※8
		62	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の各施設及び各設備に関するもの（内在する契約不適合を除く）		○※8
維持管理・運營業務段階	計画変更	63	市の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの	○	
		64	事業者の帰責事由による事業内容及び計画の変更によるもの		○
	切替後の運転	65	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運營業務等に支障を与えた場合		○

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営業務段階	切替後の運転	66	既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う本市が行う電気工事により、下水汚泥燃料化事業及び下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営業務等に支障を与えた場合	○	
	維持管理・運営業務の遅延	67	市の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延	○	
		68	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務開始の遅延		○
	原料・ユーティリティ	69	処理水、雑用水、温水、上水及び電気（単独受電分を除く）の供給停止に関するもの	○※9	○※9
		70	事業者の責任において供給事業者と契約した、電気（単独受電分）及び薬品等の供給停止に関するもの		○
		71	市が供給する処理水及び雑用水の量・性質が規定値から大幅に変動した場合	○	
	消化ガス	72	消化ガスの供給停止に関するもの	○※10	○※10
		73	市が供給する消化ガスの供給量が使用可能量を下回った又は性状が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合	○	
	脱水汚泥	74	脱水汚泥の供給停止に関するもの	○※10	○※10
		75	市が供給する脱水汚泥の量・性質が要求水準書にて定めた一定の変動範囲を超えた場合	○	
	施設・設備の契約不適合	76	下水汚泥再資源化施設等の各施設及び各設備等に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		77	脱水汚泥受入施設等の各施設及び各設備に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合		○
		78	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版に対して、維持管理・運営業務段階で契約不適合が見つかった場合（更新した建築施設及び建築設備に関する契約不適合を除く）	○	
	施設の破損	79	事業者の帰責事由による事故・火災等による対象施設の損傷等		○
		80	下水汚泥再資源化施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大		○
		81	脱水汚泥受入施設等の施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大	○	
		82	既設管理棟（建築施設及び建築設備）及び既設基礎版の施設・設備の老朽化・劣化によるコスト増大		○

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営業務段階	維持管理・運営業務費の増大	83	市の帰責事由や事業内容・用途の変更による維持管理・運営業務費の増大	○	
		84	事業者の帰責事由による維持管理・運営業務費の増大		○
	下水汚泥再資源化物の製造	85	市の帰責事由により要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合	○	
		86	事業者の帰責事由により要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造が行われない場合		○
	下水汚泥再資源化物の買取	87	要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、市の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合	○	
		88	要求水準を達成する下水汚泥再資源化物の製造は行われているが、事業者の帰責事由により下水汚泥再資源化物の利活用における買取が行われない場合		○
	下水汚泥再資源化物の運搬・貯蔵・利用	89	事業者が策定した計画に則った、下水汚泥再資源化物の運搬、貯蔵、肥料利用、燃料利用後の処分に関する責任・費用負担		○
		90	下水汚泥再資源化物を利活用することに対する利活用先周辺の対応		○
事業終了時	事業終了時の手続き	91	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○
	事業終了時の施設状態	92	事業終了時の施設・設備に対して、要求水準の未達（引渡条件）		○

以下の工事請負契約書及び維持管理・運営業務委託契約書を参照する場合は、各条項中の「発注者」を「市」として読みかえて適用すること。

※1_税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定する。

※2_工事請負契約書第40条及び維持管理・運営業務委託契約書第32条の規定を前提に、発生した事象を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。

※3_発生した事象を勘案して双方協議の上で、適切な負担者を決定する。

※4_工事請負契約書第37条による。

※5_維持管理・運営業務委託契約書第30条による。

※6_工事請負契約書第41条及び維持管理・運営業務委託契約書第35条による。

※7_工事請負契約書第27条及び56条並びに維持管理・運営業務委託契約書第20条及び第24条の規定を前提に、発生した事象を勘案して双方と協議の上で、適切な負担者を決定する。

※8_工事請負契約書第56条による。

※9_維持管理・運営業務委託契約書第16条の規定を前提に、発生した事象を勘案し、双方協議の上で、適切な負担者を決定する。

※10_維持管理・運営業務委託契約書第19条の規定を前提に、発生した事象を勘案し、双方協議の上で、適切な負担者を決定する。